

令和5年度 岡山県立新見高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

(1) 運動部活動 (15)

弓道、剣道、サッカー、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子ソフトボール、女子ソフトボール、卓球、軟式野球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、バドミントン、男子バレーボール、女子バレーボール、陸上競技

(2) 文化部活動 (8)

演劇、食物、書道、吹奏楽、ダンス、美術、文学、ボランティア

2 目 標

- (1) 生徒が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤を養う。
- (2) 興味・関心を共有した集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。
- (3) 生徒自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践する力を伸長する。

3 部活動の運営について (校内での取り決め事項等)

(1) 休養日

- ・原則、週当たり2日以上を休養日とし、土日のどちらかを休養日とする。
- ・定期考査の1週間前からは、活動中止とする。
- ・大会やイベント等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週または、次週に振替休養日を設けることとする。

(2) 活動時間

- ・原則、平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度として下校時刻を厳守する。(18時30分 完全下校)。
- ・大会前やイベント前など、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。

(3) 練習試合、遠征、合宿等

- ・練習試合や遠征・合宿を実施する際は、原則1週間前までに、校長へ届けを提出する。

(4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連・高野連主催大会及び高文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は、生徒の成長をサポートする指導に努め、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・年2回部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議 (研修会の実施等) について

- ・年度初めに部顧問会議を実施し、共通理解を得ることとする。
- ・定期的に部長会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

(3) 部費の取扱いについて

- ・生徒からの徴収金の取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。
- ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- ・定期的に部長会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。

(4) その他

- ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
- ・原則を外れる場合は、(別紙)のとおりである。

3の「部活動の運営について」に示す原則を外れる場合

(1)休養日

ア 本校の特色づくりの観点から、次の運動部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

アに該当する部活動：男子ソフトボール部、弓道部

イ 対外試合前等により、活動することがどうしても必要である場合において、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

(2)活動時間

ア 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とすることを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

アに該当する部活動：男子ソフトボール部、弓道部、サッカー部

イ 対外試合前等により、活動することがどうしても必要である場合において、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、活動時間を平日で3時間程度、休業日は4時間程度を上限とすることを認める。